

進路指導だより

「企業現場における作業学習」の取り組みについて

県内の特別支援学校では、障害のある生徒の一般就労する力を伸ばすためにさまざまな取り組みを行っています。その一環として「企業現場における作業学習」があり、「就業体験」とは別に企業等で働く体験を重ね、就労に必要なスキルや意識の向上を目指しています。



本校では、今年度は高等部の男子1名、女子1名が職業科の授業の時間等を活用し、「企業現場における作業学習」を6回行いました。生徒たちにとっても貴重な体験となりました。

○杉町鉄工所

NC旋盤を操作し、自動車や自転車に使われる小さな金属部品を作りました。機械操作の手順を覚え、集中して安全に作業することの大切さを実感できました。



○二鶴堂

昨年度に引き続き工場でお菓子製造を行いました。着替え等の作業準備、砂糖付け工程など主体的に働くことができました。



進路のおはなし（7）～ 「就労継続支援B型事業所」について

「就労継続支援B型」とは、企業や就労継続支援A型で雇用契約（※最低賃金の給料が保証される。佐賀県の最低賃金は現在790円／時給）を結んで働くことが困難な障害者のために、軽作業などの生産活動の機会を提供する就労系の福祉サービスの一つです。

就労継続支援B型事業所の特徴は、障害や体調に合わせて自分のペースで働けることです。また、就労継続支援A型事業所よりもさらに障害に対する支援（作業内容や送迎サービス等）が期待でき、安心して働くことができます。仕事内容は、農作業、手工芸、パンやクッキーなどの製菓、部品加工、商品袋詰め、廃品リサイクルなど事業所ごとにさまざまです。雇用契約を結ばないため、賃金（給料）ではなく、生産物に対する報酬として「工賃」が支払われます。



卒業後すぐに就労継続支援B型事業所を利用したい場合は、高等部3年時に就労移行支援事業所などで『就労アセスメント』を行う必要があります。市町村の福祉課に申し込む必要がありますので、ご希望がある場合は進路指導部にご相談ください。

○「福祉的就労」の違い

	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援
雇用契約	あり	なし	なし
賃金 利用料	給料（最低賃金）が支払われる 利用料を支払う場合もある	工賃が支払われる 利用料を支払う場合もある	年収によっては 利用料もあり
月収の目安	50,000円～80,000円	10,000円～30,000円	
対象者	18歳～65歳未満	年齢制限なし	18歳～65歳未満
利用期間	定めなし	定めなし	2年（延長あり）